

ご確認ください

平成 28 年度介護保険料と各種軽減制度について

▶▶ 65 歳以上の人の介護保険料について

被保険者本人の前年の合計所得金額、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき介護保険料を決定します。平成 28 年度介護保険料の決定通知は 7 月中旬に発送予定です。ご確認ください。

支払方法

- ▶ 年金額が年額 18 万円以上の人…特別徴収（年金からの引き落とし）
- ▶ 年金額が年額 18 万円未満の人、年度途中で 65 歳に達した人、転入した人…普通徴収（納付書）※口座振替での納付可、希望する場合は市内の金融機関などで手続き

介護保険料の減額 世帯の生計を主として維持する人の収入が失業などにより著しく減少した場合や、所得段階が第 1～3 段階で、生活保護基準額程度の収入の人は相談ください。

※ 40 歳～64 歳の人の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

所得段階	所得区分	年額保険料
第 1 段階	・生活保護受給者または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	22,900 円
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円より多く 120 万円以下の人	35,700 円
第 3 段階	・世帯全員が住民税非課税で、第 1 段階および第 2 段階以外の人	38,300 円
第 4 段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	45,900 円
第 5 段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第 4 段階以外の人	51,100 円
第 6 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	56,200 円
第 7 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	63,800 円
第 8 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の人	66,400 円
第 9 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	79,200 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の人	89,400 円
第 11 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上の人	104,700 円

▶▶ 介護保険の利用方法

介護サービスを利用するためには、要介護などの認定を受ける必要があります。介護が必要になった場合は、市へ申請してください。

対象 65 歳以上の人、40～64 歳で特定疾病の人
申込み・問合せ 長寿介護課（☎ 983 - 2608）

▶▶ 利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度があります

①入所施設の食費・居住費（滞在費）の負担額の減額

対象 住民税非課税世帯の人かつ預貯金額が1千万円以下などの人※配偶者がいる場合は2千万円以下。平成28年8月より、利用者負担段階の判定の際、非課税年金収入を含むようになります。

減額の対象 介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費、居住費（滞在費）の負担額

②社会福祉法人などの利用者負担額の軽減

対象 社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、または特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入額が単身世帯で150万円以下などの人

減額の対象 利用料、食費・居住費（滞在費）※認定には、一定の条件有り

③居宅サービスなどの利用者負担額を助成

対象 通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入の人

助成の対象 月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額

注意事項 ②・③について、判定に用いる収入には、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含まれます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出します（資産保有に制限有り）。

申込み・問合せ 長寿介護課（☎983 - 2607）

平成28年度の国民健康保険税の納税通知書は7月下旬に発送します

国民健康保険税の軽減基準額が変更されます

●軽減基準額の変更表

	改正前（平成27年度）		改正後（平成28年度）
7割軽減	33万円以下		7割軽減 33万円以下
5割軽減	33万円 + 26万円 × (被保険者および特定同一世帯所属者数) 以下	➡	5割軽減 33万円 + 26.5万円 × (被保険者および特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減	33万円 + 47万円 × (被保険者および特定同一世帯所属者数) 以下		2割軽減 33万円 + 48万円 × (被保険者および特定同一世帯所属者数) 以下

国民健康保険税は前年中の所得に応じて計算され、世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人）の当該所得の合計額が基準額以下の世帯は、被保険者一人あたりにかかる均等割と1世帯あたりにかかる平等割が軽減されます。

●税率が改正されています

国民健康保険税の税率については、郵送される納税通知書に同封されている空色のパンフレットまたは広報みしま5月1日号、市ホームページで確認してください。

災害などにより資産に重大な損害を受けた場合や、失業などにより収入が著しく減少した場合などで、国民健康保険税の支払いが困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

ご不明な点は、問い合わせください。

問合せ

▶国民健康保険の税額・減免について…市民税課（☎983 - 2626）

▶国民健康保険の加入・脱退について…保険年金課（☎983 - 2604）